

質問回答書

(件名) 酸素濃度計校正業務

独立行政法人 水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所

番号	質問事項	回答
1	「なお、1台は常に使用可能な状態にするものとする。」とありますが、これは3台の濃度計の点検調整校正をしている間、代替品を用意して下さいという意味でしょうか？それとも、3台のうち、2台をまず点検調整校正をして、それが終わったら、残り1台の点検調整校正をするという事でしょうか？	3台のうち、1台又は2台を先行して点検調整校正を行い、それが終わったら、残りの点検調整校正をする工程を基本とします。
2	点検の際に、見積以外の修理が発生した場合は、別途請求が発生してくると思いますが、その際はどのように対処したら良いのでしょうか？	簡易な部品取替等、軽微な修理で対応可能であれば仕様書第2節2-4 設計変更に基づき、受注者との協議のうえ、修理対応を追加する場合があります。軽微な修理では対応不可の場合は当該機器の修理及び校正を中止し、返納するものとし、ます。なお、その場合は設計変更の対象にはなりません。